目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 食品表示基準 (第四条·第五条)

第三章 不適正な表示に対する措置 (第六条—第十条)

第四章 差止請求及び申出 (第十一条・第十二条)

第五章 雑則 (第十三条—第十六条)

第六章 罰則(第十七条—第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一 条 ک 0 法律は、 食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的 かつ合理 的 にな食品 0

選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、 販 売 (不特定又は多数の者に対する販売

品 項を定り する法律 以外の譲渡を含む。 昭 の生産 和二十二年法律第二百三十三号) 8 及び ることにより、 (昭和二十五年法律第百七十五号) 流 通 の円滑化並びに消費者の 以下同じ。) そ 0) 適 正 を の用に供する食品に関する表示について、 確 保 健 Ļ 需 康 による措置と相まって、 要に即 増 ŧ 進 0 法 て した食品の生産 伞 般 . 成 消 + 費 -四年 者  $\mathcal{O}$ 利 法律第百三号) の振興に寄与することを目的とする。 益 国民の健  $\mathcal{O}$ 増 進 を図 基準の策定その他 康 及び 「るとともに、 の保護及び増 日 本 農林 進 規 食 の必要な事 格等 並 品 び 衛 に食 生法 に 関

#### (定義)

第二 添 確 定する医薬部 加 保等に関する法律 条 物  $\sum_{}$ 第四  $\mathcal{O}$ 法 条第 律に 外品及び お 項第一号及び第 **,** \ (昭和三十五年法律第百四十五号) 7 同条第 「食品」 九 項に規定する再生医療等製品を除き、 とは、 + 一条にお 全ての飲 V) て単に 食物 <u>(</u>医 第二条第 「添 薬品、 加物」 医薬機器等の という。 項に規定する医薬品 食品: 衛 生法第四条第二項 を含む。) 品質、 有効性及び安 をいう。 同条第二項に規 に規定する 全性  $\mathcal{O}$ 

2 この 法 律に お 1 7 酒酒 類 とは、 酒税: 法 (昭 和 二十八年法律第六号) 第二条第 項に規定する酒 三類を

う。

3 この 法律において 「食品関連事業者等」とは、 次の各号のいずれかに該当する者をいう。

食品 の製造、 加工 (調整及び選別を含む。) 若しくは輸入を業とする者 (当該食品の販売をしない者

を除く。 又は 食品  $\mathcal{O}$ 販売を業とする者 (以 下 「食品関連事業者」という。

二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者

#### (基本理念)

第三条 販売の 用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、 消費者基本法 (昭 和四十三年

法 律第七十八号) 第二条第一 項に規定する消費者政策 0 環として、 消費者の安全及び 自主的 か つ合理的

な 選 択  $\mathcal{O}$ 機会が 確 保され、 並 びに消費者に対し 必 要な情 報 が提供されることが 消費者  $\mathcal{O}$ 権 利 で あることを

尊 重するとともに、 消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる

よう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない

2 販売 の用に供する食品に関する表示 の適正を確保するため の施 策 は、 食品 0 生産、 取引又は消 費  $\widehat{\mathcal{O}}$ 現況

及 CK 将 来  $\mathcal{O}$ 見通 しを踏まえ、 かつ、 小 規 模  $\mathcal{O}$ 食 品品 関 連 事 · 業 者  $\mathcal{O}$ 事 業活動 に及ぼ す影響及び 食品 関 連 事 業者

間の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければならない。

## 第二章 食品表示基準

# (食品表示基準の策定等)

第四 条 内 閣 総 理 大 臣 は 内 閣 府令で、 食品及び 食品関連事業者等の区分ごとに、 次に掲 げる事 項 のうち当

該 区 一分に 属す Ź 食品を消費者 が 安全に · 摂 取 Ļ 及び 自 主的 か つ合理: 的 に選択する ため に必要と認 8 れ る

事 項を内 容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければなら な V )

名称、 アレ ルゲン (食物アレ ルギ ) の 原因となる物質をいう。 第六条第八項及び第十一条において同

ľ. 保 存 の方法、 消費期 限 **食** 品 品を摂取、 する際  $\mathcal{O}$ 安全性  $\mathcal{O}$ 判 一断に資 する 期 限 を ( ) う。 第六 条第 八項

及び 第 + 条に お *(* ) て同 U. 原 材 料、 添 加 物、 栄 養 成分の 量 及び 熱 量、 原産 地 そ  $\mathcal{O}$ 他 食 品 関 連 事 業

者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

表示 の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2 内 閣 総 理 大臣 は 前項 の規定によ り )販売の 用 に供する食品 に関す うる表示 の基 準 を定めようとするときは

あ 5 か ľ め、 厚 生 一労働 大 臣 農林 水 産 大 (臣及 び )財務. 大臣 に 協議するとともに、 消費者委員 会の意見 を聴

かなければならない。

3 厚生労働大臣は、 第一 項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることによ

り、 国民 の健康の保護又は増 進 が 図られると認めるときは、 内閣 総 理大臣に対し、 当該基準の案を添えて

、その策定を要請することができる。

4 農林 水 産大 臣 は 第 項 0) 規定によ り 販 売 の用に供する食品に関する表 示 0 基準が 定められることによ

り、 当 該 基準 上に係 る食品 **(酒** 類を除く。 の生産若しくは 流 通 の 円 滑 化又は消 費者の需 要に即 Ĺ た当該食

品  $\mathcal{O}$ 生産  $\mathcal{O}$ 振 興 が 図ら れると認めるときは、 内 閣 総理大臣 に対 Ĺ 当該基準の案を添えて、 その 策定を 要

請することができる。

5 財 務 大 臣 は、 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に により 販 売 0 用に供 する食品 12 関する 表 示 の基準 が 定めら れることに ょ

該 基準 に係る酒 類  $\widehat{\mathcal{O}}$ 生産若 しくは 流 通  $\mathcal{O}$ 円滑 化 己又は消費 費者の 需要に 即 した当 該 酒 類  $\mathcal{O}$ 生 産  $\mathcal{O}$ 振 興 が 図ら

れ ると認 めるときは、 内 閣 総 理大臣に対 Ļ 当 該 基準 の案を添えて、 その策定を要請することが できる。

6 第二 項 か 5 前 項ま で  $\mathcal{O}$ 規定 は 第 項  $\bigcirc$ 規定 に ょ ŋ 定め 5 れた販売 売 0 用 に供する食品に関する表示 の 基

準 ( 以 下 「食 品品 表 示 基 準 と *(* \ . う。  $\mathcal{O}$ 変更に つ 1 て準 用す る。

(食品表示基準の遵守)

第五条 食品関連事業者等は、 食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

#### (指示等)

第六条 食品 表示基準に定めら れた第四条第一 項第一号に掲げる事項 (以 下 表 示事項」という。) が表示

され ってい ない食品 (酒類を除く。以下この項において同じ。 の販売をし、 又は販売の用に供する食品に

関 して表 示事 項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第 項第二号に掲げる事 項 (以 下 「遵守事

項」という。 を遵守 しない 食品関 連 事業者が あ るときは 内閣 総 理大臣 又は 農林水 産大臣 內 閣 府 令

農林 水 産 省令で定め る 表示事 項 が表示されず、 又は内間 閣 府 令 農 林 :水産省 令で定め る 遵守 事 項を 遵守 L な

1 場合にあっては、 内閣総理大臣) は、 当該食品関連事業者に対し、 表示事項を表示し、 又は遵守事項を

遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 次  $\mathcal{O}$ 各号に掲げる大臣は、 単独で前 項の 規定による指示 (第一号に掲げる大臣にあっては、 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 内閣

府 令 農 林 水産 一省令で定め る 表 示事 項 が 表示されず、 又は 同 項 の内 閣 府 令 農 林 水産 省 令で定 8 る遵 守 事

項を遵守 しない 場合におけるものを除く。) をしようとするときは、 あら かじめ、 その指示の内容につい

て、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

- 一 内閣総理大臣 農林水産大臣
- 二 農林水産大臣 内閣総理大臣
- 3 表示 事 項 が 表示され 7 1 な 1 酒 類  $\bigcirc$ 販売をし、 又は販売 売  $\mathcal{O}$ 用に供する酒 類に . 関 L て 表 示 事 項を表示する
- 際 がに遵守する 事項を遵守 Ĺ ない 食品 関連 事業者があるときは、 内閣総理大臣又は財務大臣 **(**内 閣 府 令 財 務 省
- 令で定め る表示事 項が 表示されず、 又は内閣 府令・ 財務省令で定め る遵守事 項を遵守 Ù ない 場合にあって
- は、 内 閣 総理大臣) は、 当 該 食 品関 連 事 \*業者に 対 表 示 事 ず項を表す 示 Ļ 又は 遵守 事 項 (を遵守

すべ

き旨

 $\mathcal{O}$ 

指

示

をすることが

できる。

- 4 次の 各号に掲げる大臣は、 単独で 前項の規定による指示 ( 第 一 号に掲げる大臣にあっ て は、 同 項  $\mathcal{O}$ 内閣
- 府 令 • 財 務省令で定める表示 事 項が 表示されず、 又は 同 項  $\bigcirc$ 内 閣 府 令 · 財 務省令で定める遵守 事 項を遵守
- L ない 場 合に おけ るも のを除く。 をしようとするときは、 あらかじめ、 その 指 示 の内容につい て、 それ
- ぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。
- 二 財務大臣 内閣総理大臣

内

閣

総

理

大臣

財

務

大臣

- 5 内 閣総理大臣は、 第一項又は第三項 の規定による指示を受けた者が、 正当な理由がなくてその指示に係
- る措置 をとら な カゝ 0 たときは その 者 に 対 Ļ そ  $\mathcal{O}$ 指 示 に 係 る措置 をとるべきことを命 ずることが できる。
- 6 農林 水 産大 臣 は 第 項 0) 規定に、 よ る指 宗をし た場合に お いて、 その 指 示 を受け た者 が、 正当な理 由 が
- L てその 指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

なくてその指

示に係る措置をとらなか

ったときは、

内閣

総

理大臣に対

į

前

項

0

規定により、

その

者

に対

- 7 てそ 財 務大  $\overline{\mathcal{O}}$ 指 示 臣 に係る措 は、 第三 置 項 をとら  $\mathcal{O}$ 規 定 な に による指す か ったときは、 示をした場 内 **愛合に** 閣 総 お 理大臣に対 7 て、 その Ļ 指 第 示を受け 五. 項  $\mathcal{O}$ 規定に た者が、 ょ ŋ, 正 当な そ  $\mathcal{O}$ 理 者 由 が に 対し なく
- てそ  $\tilde{O}$ 指 示 に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。
- 8 するかどうか 内 閣 総 理 大臣  $\mathcal{O}$ 別その は、 食品関連 他  $\mathcal{O}$ 食 品品 事 を摂 業者等が、 取 する際 アレ の安全性 ルゲン、 12 消費 重 要 な影響 (期限、 を及ぼ、 食品を安全に摂取するために す事 項として内 閣 府 令で定 加 熱を要 める
- ŧ  $\mathcal{O}$ に 0 1 て 食品 表 示 基 準 12 従 0 た 表 示 が べされ て 1 な 1 食品  $\mathcal{O}$ 販 売 を 又は 販 (売をしようとする場 合に
- お 7 7 消 費 者  $\mathcal{O}$ 生命 又は身体 に対す んる危害 の発生又は 拡 大の防 止 を図る た め 緊 急の 必 要が あると認 8 る
- ときは、 当 該 食品 関連事業者等に対 Ļ 食品 の 回 収その他 必要な措置をとるべきことを命じ、 又は b期間. を

定めてその業務 の全部若 しくは一 部を停止すべきことを命ずることができる。

(公表)

第七 条 内 閣 総 理 大臣、 農林水産大臣又は財務大臣は、 前条の規定による指示又は命令をしたときは、 その

旨を公表しなければならない。

(立入検査等)

第八条 内 閣 総 心理大臣 は、 販 売 0 用に供する食品 に関 する表示の適 正 を確保するため必 要があると認めると

きは、 食品 関 連 事 業者等若しく は 食 品品 関 連 事業者とそ  $\mathcal{O}$ 事 業 に関 L て関 係  $\mathcal{O}$ あ る 事 業者 12 対 販売 の用

に 供 する食品に関する表示につい て必必 要な報告若しくは帳 簿 書 類 その 他  $\mathcal{O}$ 物 件 の提 出 を求り め、 又 は そ  $\mathcal{O}$ 

職員に、 これらの者  $\mathcal{O}$ 事 務 所、 事業 糸所その 他 の場 所に立ち入り、 販 売 0 用に供する食品 に関する表 示 の状

況若しく は **食品**、 その 原 材料、 帳簿、 書 類そ  $\mathcal{O}$ 他 <u>(つ</u> 物件 を検査させ、 従業! 員その 他 の関 係 者 に質問 させ、

若しくこ は 試 験  $\mathcal{O}$ 用 に供 す Ź 0) に 必要な限 度に、 お 7 て、 食品若、 しくは その 原 材 料 を ·無償 で収去させることが

できる。

2 農林水産大臣は、 第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 

内 下この 閣 府令 項 12 農林 お 1 て同 水産省令で定め じ に 関 する る遵守事項以外の遵守事項に関 表 示  $\mathcal{O}$ 適 正 を 確 保 す る た 8 必 し販 要 が 売 (T) あ 用に供する食品 る と認  $\Diamond$ るとき は (酒類を除く。 食 品 関 連 事 以 業

者 若 しく は その 者とそ  $\bar{\mathcal{O}}$ 事業 にこ 関 L 7 関 係  $\mathcal{O}$ あ る 事 業者 に 対 Ļ 販 売 (T) 用 に供 す る食品 に 関 す る 表 示 に 0

11 て必要な報告若 しくは帳 簿、 書類そ 0 他 (T) 物 件  $\mathcal{O}$ 提 出を求め、 又は その職員に、 これ らの 者 0 事 務 所、

事 業所そ 0 他 0 場 所 に立ち入り、 販売 0) 用に供 す る食品 に 関 する 表 示 0 状 況若しくは 食 品、 そ 0) 原材 料

帳 簿、 書 類 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 物 件 を検 査 させ、 若し Š は 従業員そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 関 係 者 に 質 問 させることができる

3 財 務 大 臣 は、 第六条第 項  $\mathcal{O}$ 内 閣 府 令 財 務 省 令 で定 8 る 表 示 事 項 以 外  $\mathcal{O}$ 表 示 事 項 又 は 同 項  $\mathcal{O}$ 内 閣 府 令

財 務 省令で定める遵守事 項 以外の 遵守 事 項に 関 し販売 0 用に 供す る酒類に 関 はする表す 示  $\mathcal{O}$ 適 正 を確 保 する

た め 必 要が あると認 めるときは、 食品 関 連 事業 者若、 しくはその者とその 事業に関 して関係  $\mathcal{O}$ あ る 事 業 者 に

対 Ļ 販 売 (T) 用 に供す んる酒! 類 に 関す Ź 表 示 に つ 7) 7 必要なる 報告若 L < は 帳 簿、 書 類そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 物 件  $\mathcal{O}$ 提 出 を

求 め、 又 は そ  $\mathcal{O}$ 職 員 に、 れ 5  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 事 務 所 事 業 所 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 場 所 に <u>寸</u> 5 入 り、 販 売  $\mathcal{O}$ 用 12 供 す る 酒 類 に

関 する 表 示 0 状 況若しく は 酒 類 そ  $\mathcal{O}$ 原 材 料 帳 簿、 書 類 その 他 0 物 件を検査させ、 若しくは従 2業員 へその

他の関係者に質問させることができる。

- 4 前三 項 の規定による立入検 査、 質 問 又は収去をする職 員 は、 その身分を示す証明書を携帯 関係者の
- 請 求 が あ るときは これ を提 示 L な け れ ば な 5 な
- 5 第 項 カゝ 5 第三項 まで 0 規 定による 権限 は、 犯 罪 捜査 0 ために認められたものと解釈 ľ てはならな
- 6 第 項 0 規定による収去は、 食品 衛生法第三十条第 項に規定する食品 衛生監視員に 行わ せるものとす

る。

- 7 内 閣 総 理 大 臣 は、 第 項  $\mathcal{O}$ 規 覚定に、 ょ ŋ 収去 した 食品 の 試 験 に関 する事 務 に つ **,** \ ては 食 品品 衛生 法 第四 条第
- 九 項 E 規 定す Ź 登 録 検 査 機 関 に、 当 該 事 務 のうち 食品  $\mathcal{O}$ 栄 養 成分  $\mathcal{O}$ 量 叉 は 熱量 に · 係 るも  $\mathcal{O}$ に つ 1 て は 国立
- 研 究開 発 法 人医 |薬基 盤 健 康 栄養 研究所にそれぞれ委託することができる。
- 8 内 閣 総 理 大臣 は、 第 項  $\mathcal{O}$ 規定による権限を単 独で行使したときは、 速やか に、 その結果を、 販 浣売 の用
- 臣 に、 販 売 (T) 用 に 供 す ,る酒! 類に関す Ź 表示  $\mathcal{O}$ 適 正 を確 保 するため ĺŹ 行 わ れ た場 **湯合にあ** 0 て は財 務 大 臣 に 通
- 知するものとする。

12

供

ず

る

食品

(酒類を除

<\_

に関

する表

示

 $\mathcal{O}$ 

適

正

を確

保するため

に

行

わ

れ

た場合に

あ

つ

て

は

農

林

水

産

大

9 農林 水産大臣又は財務大臣は、 第二項又は第三項の規定による権限を単独で行使したときは、 速や かに

その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

(センターによる立入検査等)

第九条 農林・ 水産大臣 は、 前条 第二項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場

合において必要があると認めるときは、 独立行政法人農林水産消費安全技術センター (以下「センター」

という。)に、 食品 関連事業者又はその者とその事業に関 して関係のある事業者の事務所、 事業所その他

の 場 所 に立ち入り、 販 売 の用に供する食品 (酒類を除く。 以下この項にお いて同じ。) に関する表示 の状

況若しく は 食品、 その 原 材料、 帳簿、 書類その 他の物件を検査させ、 又は従業員その 他  $\mathcal{O}$ 関係 者 に質問さ

せることができる。

2 農林水産大臣は、 前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせるときは、センター に対し、

当該立 入 検査又は質問  $\mathcal{O}$ 期 日、 場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとす

る。

3 七 ンター は、 前項 の規定による指示に従って第一 項の規定による立入検査又は質問を行ったときは、 農

林水産省令で定めるところにより、 その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

- 4 農林 水産大臣は、 第一 項の規定による立入検査又は質問につい --前項の規定による報告を受けたときは
- 速や か に、 そ  $\mathcal{O}$ 内 容を内 閣 総 理 大 臣 に 通 知 す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ とする。
- 5 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる立入検 査 又は質問 に つ 7 て は、 前 条第四 1項及び 第五項の 規定を準 用する。

(センターに対する命令)

第十条 農林 水産大臣は、 前 条 第一 項の規定による立入検査又は質問 の業務 の適正な実施 を確保するため必

要 が あると認めるときは セ ン ター に 対 Ļ 当 該 業務 に関 L 必要なん 命令をすることができる。

第四章 差止請求及び申出

(適格消費者団体の差止請求権)

第十 条 消費者契約 法 (平成十二年法律第六十一号) 第二条第四項に規定する適格消費者団体は、 食品関

連 事 業者 が、 不 特 定 か つ多数 の者に対して、 食品 表 (示基準 に · 違 反 し、 販 売  $\mathcal{O}$ 用 に 供す うる食品  $\mathcal{O}$ 名 称、 アレ

ル 保存  $\mathcal{O}$ 方 法 消 費期 限 原 材 料、 添 加 物、 栄 養 成 分  $\mathcal{O}$ 量 若 L Š は 熱量 又 は 原 産 地 に 0 1 て著 しく

事 実に 相 違す る表示をする行 為を現に行 \ \ 又は 行うおそ れ があるときは 当 該 食品 関 連 事業 者 12 対 Ļ

該 行為 の停止若しくは予防又は当該食品に関して著しく事実に相違する表示を行っ た旨の 周 知 その 他 . (T)

当該 行 為 の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

(内閣総理大臣等に対する申出)

第十二条 何 人も、 販 売  $\mathcal{O}$ 用 に 供する食品 (酒類を除く。 以下この項に お いて同じ。 に 関する表示が · 適 正

でないため 般消費者の 利 益 が 害され てい ると認めるときは、 内閣 府令 農林 水産省令で定め る手 続 12 従

\\ \ その旨 を内 閣 総理大臣 又は農林水産大臣 **当** 該 食品 に関する 表 示が 適 正 でな いことが を第六・ 条第 項  $\mathcal{O}$ 

内 閣 府 令 農 林 水 産 省令で定  $\Diamond$ る表 示 事 項又 は 遵守 事 項  $\mathcal{O}$ 4 に 係るもの であ る場合にあっ て は 内 閣 総 理

大臣) に 申 Ĺ 出 て 適 切 な措 置 をとるべきことを求めることが できる。

2 何 人 ŧ 販 売 の用に供する 酒類に関 する表示が 適 正でない ため 般消費者 の利益が害されていると認め

るときは、 内 閣 府令・ 財務省令で定める手続に従い、 そ の旨 を内 閣 総理大臣 又は財務大臣 (当該 酒 類 に 関

する表 示 が 適 正 でないことが第六条第 三項  $\mathcal{O}$ 内 閣 府令 財 務 省令 で 定め る 表 示 事 項又 は 遵守 事 項  $\mathcal{O}$ 4 に係

る Ł  $\overline{\mathcal{O}}$ で あ る場合にあ つ ては 内 閣 総 理 大 臣 に申 L 出 て適 切 な 措 置をとるべきことを求めることが でき

る。

3 内 閣 総 理大臣、 農林水産大臣又は財務大臣は、 前二項の規定による申出があった場合には、 必要な調査

を行い、 その申出 の内容が事実であると認めるときは、 第四条又は第六条の規定による措置その他の適切

な措置をとらなければならない。

第五章 雑則

(内閣総理大臣への資料提供等)

第十三条 内閣 総理大臣は、この法 律 の目的を達成するため必要があると認めるときは、 厚生労働大臣、 農

林 水産大臣 又は財務大臣に対 Ĺ 資料 が 提 供、 説 明その他 必要な協 力を求めることができる。

「不当景品類及び不当表示防止法の適用)

第十 ·四 条 この 法律 0 規定は、 不当景 品 類及び不当表示防止法 (昭和三十七年法律第百三十四号) の適用を

排除するものと解してはならない。

(権限の委任等)

第十五 条 内 閣 総 理大臣は、 この法律の規定による権限 (政令で定めるものを除く。 を消費者庁長官に委

任する。

2 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、 政令で定めるところにより、 国税庁長官に委任

することができる。

3 この 法 律に規定する農林水産大臣 の権限及び前 項の規定により国税庁長官に委任された権限 の全部又は

部は、 政令で定めるところにより、 地方支分部局の長に委任することができる。

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、 政令で定めるところにより、 都道府県

知 事 文は地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市 の長が行う

こととすることができる。

5 第 項 (T) 規定により 消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一 部は、 政令で定めるところに より

都道府県知事、 地域 保健法 (昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市 (次条におい

7 「保健所を設置する市」という。) の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

(再審査請求)

第十六条 前条第 五. 項 の規定により保健所を設置する市 の市長又は特 別区の区 一長が した処分 (地 方自 治法第

二条第九項第一 号に規定する第一号法定受託事務 (次項において単に「第一号法定受託 事務」という。

に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服がある者は、 内閣総理大臣に対して再審査請求を

することができる。

2 保健所を設置する市又は 特 別区の長が 前条第五 項の規定によりその行うこととされた事務のうち第 一号

法定受託 た場合において、 事 務に係る処分をする権限をその 委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、 補 助 機 関 穴であ る 職員又は その 管 理 に 属する行 政 機関 0 地方自治 長 に 委任

法第二百五十五条の二第二項の再審 査 請求の裁決が あったときは、 当該裁決に不服がある者は、 同 法 第二

百五 十二条の十七 0 兀 第五 項 から第七項までの規定の例により、 内閣総理大臣に対 して 再々審 査 請求をす

ることができる。

第六章 罰則

第十七条 第六条第八項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に

処し、又はこれを併科する。

第十八条 第六 条第 八 項 0 内 閣 府令で定める事項について、 食品表 示基準に従 · つ た表 示がされ てい ない 食品

 $\mathcal{O}$ 販売をした者は、 二年 以下  $\mathcal{O}$ 懲役若しくは二百万円以下 · の 罰 金に処し、 又はこれを併科する。

第十九条 食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地 (原材料の原産地を含む。) につ

1 て虚が 偽 の表示がされた食品 の販売をした者は、 二年以下の懲役又は二百万円以下の罰 金に処する。

第二十条 第六 条第 五 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる命令に違反 し た者が は、 年 以 下  $\mathcal{O}$ 懲役 又は 百 万 円 以 下  $\mathcal{O}$ 罰 金 に処する。

第二十一条 次の各号 Ď 1 ずれ か に該当する者は、 五十万円 以下の 罰 金に処する。

第八条第一 項から第三項までの規定による報告若しくは物件 の提出をせず、 若しくは虚偽 の報告若し

くは 虚 偽 0 物 件 の提出をし、 又は同り 条第一 項から第三項まで若しくは第九条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による検査 を

拒 み、 妨げ、 若しくは忌避 し、 若 しくは質問 に . 対 して答弁をせず、 若しくは 虚偽 の答弁をした者

第八 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定による収 去 を拒 み、 妨げ、 又は 忌避 た者

第二十二条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定め *O* あるものを含む。 以下この項にお

1 て同じ。 の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、 その 法 人

又は 人の 業務 に関 して、 次の各号に掲 げ る規定  $\mathcal{O}$ 違 反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、 その法人

に 対 して当該 各号に定め る罰 金刑を、 その 人に対 ľ て各本条の罰 金刑を科する。

第十七条 三億円以下の罰金刑

二 第十八条から第二十条まで 一億円以下の罰金刑

三 前条 同条の罰金刑

2 人 格  $\mathcal{O}$ ない 社 団 又 は 財団につい て前 項の 規定 の適用があるときは、 その代表者又は管理人が、 その 訴訟

行為につきその 人格 0 ない社 寸 又は財団 を代表するほか、 法人を被告人又は被疑者とする場合  $\mathcal{O}$ 刑事 訴 訟

に関する法律の規定を準用する。

第二十三条 第十名 条の規定による命令に違反したときは、 その違反行為をしたセンターの役員は、 二十万円

以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第 条 この法律は、 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、 次条及び附則第十八条の規定については、 公 布  $\bigcirc$ 日 から施行する。

(平成二七年政令第六七号で平成二七年四月一日から施行)

(準備行為)

第二条 内閣総理大臣は、 この法律の施行前においても、 第四条の規定の例により、 販売の用に供する食品

に関する表示の基準を定めることができる。

2 前項  $\mathcal{O}$ 規定により定められ た販売 の用に供する食品に関する表示 の基準は、 この法律の施 行 0 日 にお 1

て第四条第一項の規定により定められたものとみなす。

### (経過措置)

第十六条 この法律の施行前に附則第四条の規定による改正前の食品衛生法、 附則第六条の規定による改正

前 0) 農林物 資 (の規格: 化及び品質表示 0 適正 化に関する法律又は附 則 第十 条の 規定による改 正 前 0) 健 康 増

進 法  $\mathcal{O}$ 規 定によってした処分その 他の行為であって、 この 法律に相当の 規 定が あるも Oは、 当該 規定によ

ってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 こ の 法律 0 施行前 に した行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 こ の 附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第十九条 政府は、 この法律の施行後三年を経過した場合において、 この法律の施行 の状況を勘案し、 必要

が あ ると認めるときは、 この 法律の規定につい て検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるも

のとする。

附 則(平成二五年一一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期 日

第

条

この法

は律は、

公布の

日

から起算して一年を超えない範囲内

にこ

お

いて政令で定める日

か

ら施行する。

ただし、 附則第六十四条、 第六十六条及び第百二条の 規 定 は、 公 布  $\mathcal{O}$ 日から施行する。

(平成二六年政令第二六八号で平成二六年一一月二五日から施行)

(処分等の効力)

第百条 この 法 律 の施 行前に改 正 前のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含む。 以下この条にお いて同じ。

0) 規定よってした処分、 手 続その 他  $\mathcal{O}$ 行為であって、 改正 後のそれぞれ の法 律  $\mathcal{O}$ 規 定に · 相 当 0) 規 定 が あ

るも のは、 この 附 則に別段の定めがあるものを除き、 改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってした

ものとみなす。

## (罰則に関する経過措置)

第百 条 この 法律  $\mathcal{O}$ 施 紀行前に した行為及びこの法律の規定によりな お 従前 の例によることとされる場合に

おけるこの 法律 の施行後にした行為に対する罰則の 適用については、 なお従前の例による。

(政令への委任)

第百二条 この 附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置 (罰則に関する経過措置

を含む。)は、政令で定める。

附 則(平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第 一条 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日か ら施行する。

一 (略)

附則第十 -七条の! 規定 薬事 法等  $\bigcirc$ 一部を改正する法律 (平成二十五年法律第八十四号) の公布の日又

はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(この法律の公布の日=平成二五年一二月一三日)

附 則(平成二六年五月二一日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第三四号で平成二七年四月一日から施行)

附 則(平成二六年六月四日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に

定める日から施行する。

及び二 (略)

三 第一 条から第三条まで、 第三十四条及び第三十五条 の規定並びに附則第十六条 (登録な 免許税法 (昭和

兀 十二年法律第三十五号) 別表第一 第八十六号の改正規定に限る。)の規定 平成二十八年四月一 日

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法 律 (附則第一条各号に掲げる規定については、 当該各規定。 以下この条及び次条にお いて同じ。

(T) 施 行前 にこの 法 律 による改正 前  $\mathcal{O}$ それぞれ  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 規定 によりされ た許 可等  $\mathcal{O}$ 処 分そ 0 他  $\mathcal{O}$ 行 為 (以 下

の法 律 の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項に お ζ) て 中 請等の行為」 という。

0)

項

に

おい

て「処分等の行為」という。)又はこの

法律

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

際現

たこの

法

律による改

Ē

前

のそ

れぞれ

こ の 法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、

附 則 第二条か 5 前条までの規定又はこの法 律に ょ る改正常 後 0 それぞれの法律(これに基づく命令を含む。)

 $\mathcal{O}$ 経 過 措 置 に 関 はする 規 定に定 め るも  $\mathcal{O}$ を除 き、 ک  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 以 後に お けるこの 法 律による改 正 後  $\mathcal{O}$ 

そ れぞれ の法 :律の適用については、 この法律による改正後のそれぞれの法律の 相当規定によりされ た処分

等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 前 にこの法 律 による改正 前 のそれぞれ 0 法 律の 規 定により 国 又は 地方公共団 体  $\mathcal{O}$ 機 関に

対 L 報 告、 届 出 提 出 こその 他  $\mathcal{O}$ 手 続 を L なけ れ ば なら な 1 事 項で、 こ の 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 前 にそ 0) 手 続 が さ

れ 7 V) な 7 ものに つい ては、 この 法律 及びこれに基づく政令に別段 の定めが ある Ł 0 0) ほ か、 れ を、

0) 法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対 して報告、

届出、 提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、こ

の法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附 則第二条か ら前条までに規定するものの ほか、 この法律の施行に関 し必要な経過措置 (罰則に関す

る経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第 条 この法 は律は、 独立行政法人通則法 の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。 以 下 「通則

法 改正法」という。 )の施行の日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日か

ら施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

附則第十四条第二項、 第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この 法律 の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規

定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律(これ

に基づく命令を含む。 以下この条において「新法令」という。 )に相当の規定があるものは、 法律(これに

基づく政令を含む。)に別段の定め 0 あるものを除き、 新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、

手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほ か、 こ の 法律 の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関す

る経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、 人事院規則)で定める。

附 則(平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一 条 \_ 0) 法律は、 行政不服 審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二八年四月一日)

(経過措置の原則)

第五 条 行 政 庁 の処分その他 の行為又は不作為に ついての不服申立てであってこの法律 この施行が 前 にされ た行

政 庁 0 処 分その 他 0 行 為又はこの 法 律  $\mathcal{O}$ 施行 前 にされ た申 請 に係る行政庁 の不作為に係 るも  $\mathcal{O}$ に つい ては

この 附 則に 特別の定めがある場合を除き、 なお 従前の例 に による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この 法 律による改正前 の法律 の規定により 不服申立てに対する行政庁 0 裁決、 決定その 他  $\mathcal{O}$ 行 | 為を

経 た後 で なけ れ ば 訴えを提起できないこととされ る事項であって、 当該一 不服申 立てを提起 ない でこの 法

律 0 施 行 前 にこれを提起すべ き期間を経過したもの(当該不服申立てが他 の不服申 立てに対する行政庁 0 裁

決、 決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、 当該他の不服申立てを

提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については

なお従前の例による。

2 この 法 律 の規定による改正 前の法律 の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含

む。 )により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、 この法律の規定による改正後の法律 .. (7) 規

定により審査請求 に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされる

ものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不 服 申立てに 対する 行 政庁  $\mathcal{O}$ 裁決、 決定その他  $\mathcal{O}$ 行 為  $\mathcal{O}$ 取 消 しの訴えであって、 この法律の施行前

に提

起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行前にした行為並びに 附則第五条及び前二条の規定により なお 従前 の例によることと

され ,る場. 一合に お け るこの 法 律  $\mathcal{O}$ 施行 後にした行為に対する罰則 の適 用につい ては、 なお 従前  $\mathcal{O}$ 例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(平成二九年六月二三日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成三〇年政令第二号で平成三〇年四月一日から施行)

附 則(平成三〇年一二月一四日法律第九七号) 抄

(施行期日)

1

この法律は、 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただ

し、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和元年政令第一二四号で令和三年六月一日から施行)

(政令への委任)

2

この 法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、 政令で定める。